

2021年12月15日

受益者の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

### 信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記対象ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをここにお知らせいたします。**本件にご異議がない場合、お手続きは不要です。**

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 対象ファンド

追加型証券投資信託 アジア・ダブルプレミア・ファンド（愛称：龍虎）

（以下、ファンドといいます。）

#### 2. 理由

2007年4月27日の設定以来、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、ファンドの受益権口数が投資信託約款に定められた繰上償還（信託終了）の目安である10億口を下回る状態であり、純資産総額の減少傾向について大幅な改善が見込めない中、運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況となりつつあります。弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、信託契約を解約しお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

これに伴い、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続を行うものです。

#### 3. 日程

2021年12月15日現在の受益者を対象に、2022年1月25日まで異議申立を受け付けます。

また、弊社ホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）にて公告を掲載いたします。

当該期間中に異議申立のあった受益者の受益権口数の合計が、当該受益権の総口数の2分の1を超えないときは、2022年4月27日に信託終了（繰上償還）を行います。

#### 4. 異議申立の方法

2021年12月15日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に②の事項をご記入のうえ、2022年1月25日（必着）までに①の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続は不要です。

##### ①宛先

〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番7号

T&Dアセットマネジメント株式会社 商品開発部 開示担当 宛

##### ②ご記入いただく事項

(1)住所

(2)氏名または名称および捺印

(3)電話番号（日中ご連絡先）

(4)保有ファンド名および口数

(5)取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号

(6)本件に異議を述べる旨（例：繰上償還に異議を申立てます。）

対象ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方や、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立の対象とし、下記7.の買取請求の対象も同様とします。

##### [留意事項]

- ・お申出いただいた事項に不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがあります。
- ・異議申立にあたり、受益者に関する個人情報販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、当該手続に伴い弊社が取得した当該個人情報は、受益権口数の管理および事務処理等を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が当該期間中に未着となった場合、弊社はその責を負いません。

#### 5. 異議申立の判定

当該期間中に異議申立のあった受益者の受益権口数の合計が、当該受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、本件を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ受益者の確定日現在における知られたる受益者にお知らせいたします。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（2022年1月26日予定）

## 6. 信託終了（繰上償還）決定後の取得申込と一部解約の受付について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、取得申込は2022年1月26日まで、一部解約の請求は2022年4月15日まで、申込不可日を除き受付を行います。

## 7. 異議申立をされた受益者の買取請求について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額）で買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立をされた場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。  
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：2022年1月28日から2022年2月16日まで
- ② 受益権の買取請求をされる場合は、買取請求手続に関する書類（以下、「買取書面」といいます。）と、マイナンバー（個人番号）の届出に関する書類（以下、「マイナンバー書面」といいます。）についてお手続きください。
- ③ 弊社から、異議申立をされた受益者に買取書面を送付いたします。必要事項をご記入のうえ取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。買取書面は、販売会社から委託会社を經由して受託会社へ送付されます。
- ④ 買取書面とは別に、受託会社から、異議申立をされた受益者にマイナンバー書面が送付されます。マイナンバー書面に記載の案内にしたがいお手続きください。買取書面の受理にはマイナンバー書面の届出が必要です。
- ⑤ 受託会社で買取書面が受理された後、信託財産による買取が実行されます。  
受託会社から、買取書面にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。  
なお、買取代金は、当該受益権が有すべき公正な価額から、振込手数料および買取計算書等の送付費用が差し引かれた金額となります。

### [留意事項]

- ・上記の買取請求は、異議申立をされた受益者のみを対象とするものであり、通常の換金手続である販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記の手続においては、買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性があります。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。
- ・マイナンバー（個人番号）に関するご対応方法については、受託会社から送付される書類をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、取扱販売会社または下記へお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社 投信営業部

電話番号 03-6722-4810（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上